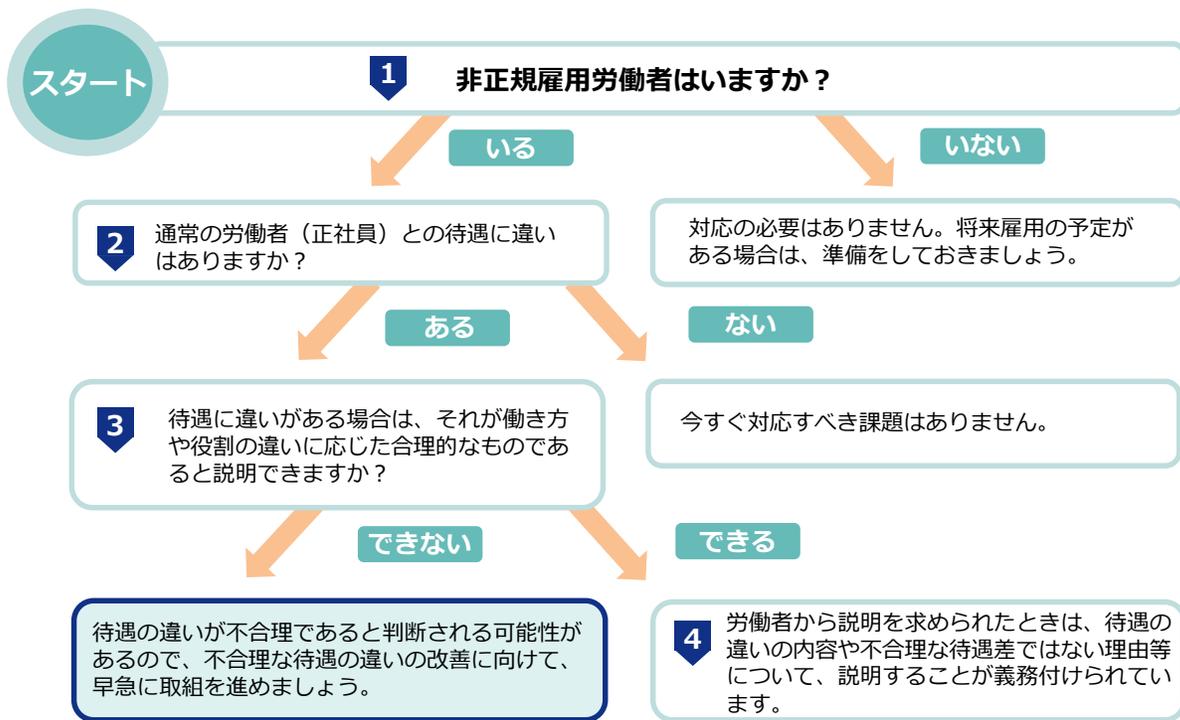


非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）を雇用される事業主の皆さまへ



同じ企業で働く正社員と非正規雇用労働者との間で、基本給や賞与、手当などあらゆる待遇について、不合理な差を設けることが禁止されています。

事業主は、正社員と非正規雇用労働者の働き方の違いに応じて、均衡な待遇（均等な待遇）の確保を図るための措置を講じなければなりません。

均衡待遇とは？

（不合理な待遇の禁止）

例

- ✕ 正社員には慶弔休暇があるが、パート労働者には、「パート・有期労働者だから」という理由だけで慶弔休暇を与えない。
- 正社員には慶弔休暇があるが、パート・有期労働者にはない。理由は、正社員はフルタイム勤務のため、会社営業日に休みをとりづらい。一方、パート労働者はシフト制で会社営業日でも休日があり、勤務日変更等で休みを取得しやすいから。

均等待遇とは？

（差別的取扱いの禁止）

例

- ✕ 正社員の時給換算単価→1,000円
パート・有期労働者の時給→900円
- 1日8時間の正社員→賞与80,000円
1日6時間のパート労働者→賞与60,000円
- ✕ 経営悪化につき、「パート・有期労働者だから」という理由だけで、パート・有期労働者から先立って解雇

雇用する非正規雇用労働者が「均衡待遇」もしくは「均等待遇」のどちらを図るべき対象となるかは、賃金、教育訓練、福利厚生などの待遇について、「職務の内容(業務の内容と責任の程度)」、「職務の内容・配置の変更の範囲(人材活用の仕組みや運用など)」の2つの要件を通常の労働者と比較して判断します。

次の手順により、2つの要件を判断してみましょう

▶裏面へ

職務の内容 (業務の内容と責任の程度)が同じかどうか

職務の内容が同じかどうか、次の手順にしたがって判断してみましょう。

スタート

パートタイム・有期雇用労働者の場合には通常の労働者(最も業務内容に近い者)と比較します。

職種が同じかどうか

(例：介護事務員、旅館・ホテル接客係、衣料品販売店員など。「厚生労働省編職業分類」の小分類を目安にします。)

異なる

同じ

従事する中核的業務が同じかどうか

以下の基準に従い総合的に判断します。

- ・その労働者に与えられた職務に不可欠な業務
- ・業務の成果が事業所の業績や評価に対して大きな影響を与える業務
- ・労働者の職務全体に占める時間的割合・頻度が大きい業務

業務の比較例(衣料品販売店員)

正社員	接客、レジ、クレーム対応、発注、 <u>在庫管理</u>
パートタイム労働者	<u>接客</u> 、 <u>レジ</u> 、 <u>品出し</u> 、商品陳列、清掃

※○は中核的業務

異なる

実質的に同じ

責任の程度が同じかどうか

以下の事項について比較します。これらが著しく異ならない場合は「同じ」と判断されます。

- ・与えられている権限の範囲(その労働者が契約締結可能な金額の範囲、部下の人数、決裁権限の範囲など)
- ・業務の成果について求められる役割
- ・トラブル発生時や臨時・緊急時に求められる対応の程度

異なる

同じ(著しくは異なる)

職務の内容は異なる
と判断します

ア

職務の内容は同じ
と判断します イ

診断結果

均衡待遇

「ア+A」「ア+B」「イ+A」

- 賃金、福利厚生、教育訓練、休暇等について、待遇に均衡が確保されているか整理する必要があります。
- 待遇の違いが不合理でなければ問題はありませんが、労働者に待遇の違いを説明する必要があります。

均等待遇

「イ+B」

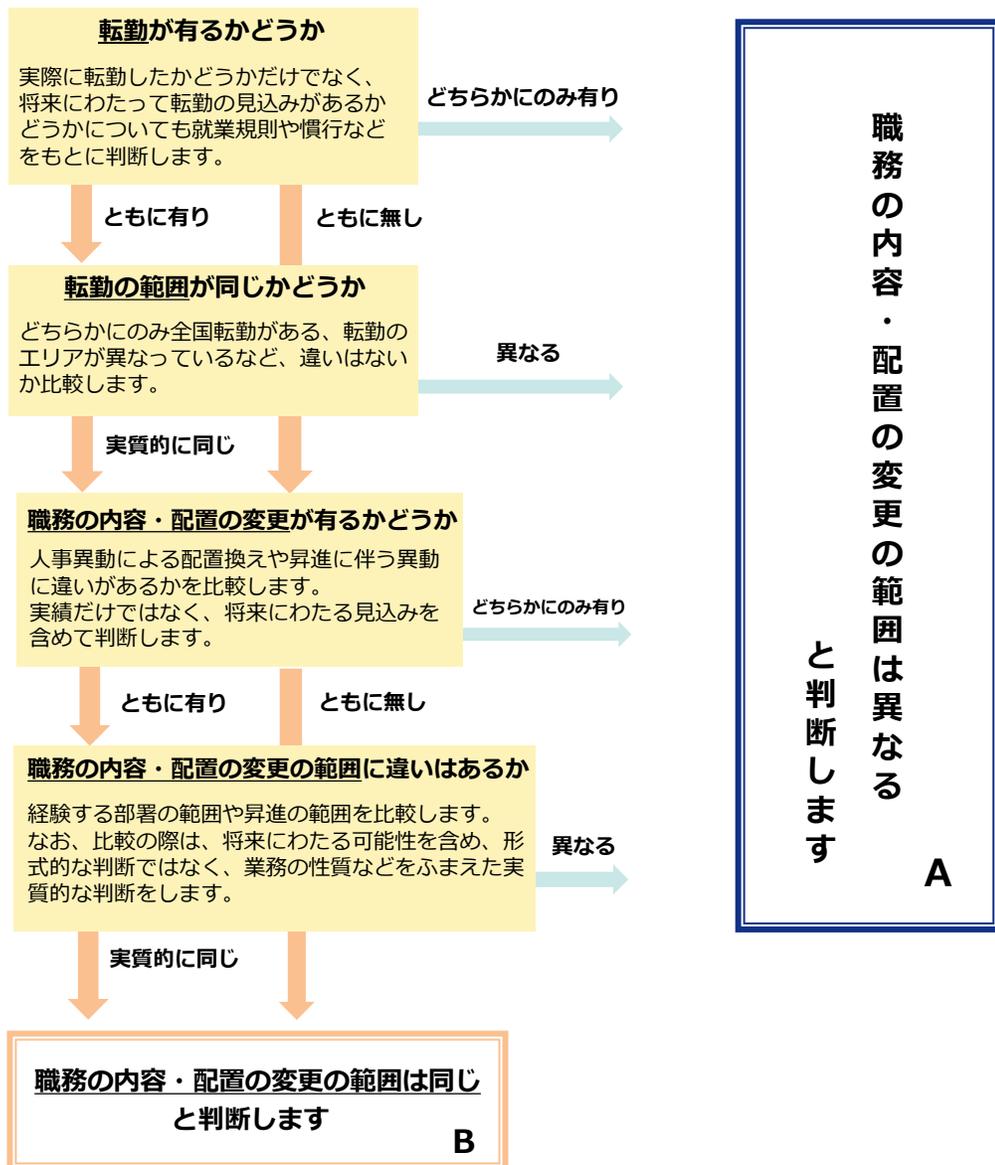
- すべての待遇について同じ取扱いにする必要があります。

職務の内容・配置の変更の範囲(人材活用の仕組みや運用など)が同じかどうか

職務の内容・配置の変更の範囲が同じかどうか、次の手順にしたがって判断してみましょう。

スタート

※将来の見込みを含めて判断することから、有期雇用労働者の場合には労働契約が更新されることが未定の段階であっても、更新した場合の扱いを含めて比較します。



派遣労働者の待遇は、以下のいずれかの方式により待遇を決定します。

- ・ 派遣先の通常の労働者との均等・均衡待遇を図る方式（派遣先均等・均衡方式）
- ・ 派遣先の労使協定に基づいて待遇を決定する方式（労使協定方式）

何をどう見直したらいいのかわいたら...

▶裏面へ

働き方改革サポートオフィス山口

人材確保や育成、助成金、労務管理など、働き方に関する課題の解決に向けた提案を行います。

支援内容

支援は全て無料です。

- ・ 社会保険労務士などの専門家が会社に訪問する相談支援サービス（最大6回）。
- ・ 来所による窓口相談や電話・メール等での相談対応。

電話

0120-172-223

〒753-0814 山口市吉敷下東3丁目4-7 リアライズⅢ
(株) 東京リーガルマインド山口支社内

受付時間

9:00～17:00（土・日・祝日除く）

メール

yamaguchi-hatarakikata@lec.co.jp

山口労働局 雇用環境・均等室

パートタイム・有期雇用労働法について分からないこと、職場の給与や手当等について気になることがあれば、ご相談ください。

電話：083-995-0390

山口労働局 需給調整事業室

派遣労働者への対応について分からないことがあれば、ご相談ください。

電話：083-995-0385

〒753-8510 山口市河原町6番16号
山口地方合同庁舎2号館5階

対応時間 8:30～17:15（土・日・祝日除く）